

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第5号

令和7年12月登録日現在における新潟県後期高齢者医療広域連合長に対する条例の制定又は改廃の請求その他直接請求について、それぞれの要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和7年12月10日

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 豊嶋直美



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

35,914人

- 2 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

324,461人

- 3 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

市町村	数
新潟市	174,558人
長岡市	72,017人

三条市	25,935人
柏崎市	21,807人
新発田市	25,851人
小千谷市	9,253人
加茂市	7,032人
十日町市	13,483人
見附市	10,789人
村上市	15,431人
燕市	21,602人
糸魚川市	10,859人
妙高市	8,332人
五泉市	13,077人
上越市	50,818人
阿賀野市	11,098人
佐渡市	13,855人
魚沼市	9,296人
南魚沼市	14,487人
胎内市	7,639人
聖籠町	3,756人
弥彦村	2,161人
田上町	3,107人
阿賀町	2,697人
出雲崎町	1,136人
湯沢町	2,235人
津南町	2,403人
刈羽村	1,174人
関川村	1,369人
栗島浦村	90人